

議案第42号

公用車両における交通事故に関する和解及び損害賠償の額を
決定するについて

市は、公用車両における交通事故に関し、次のとおり和解し、そ
の損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第96条第1項第
12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

宇治市長 松村淳子

1 和解の相手方

住所

氏名

2 和解の趣旨

市は、公用車両における交通事故により生じた損害の賠償金として、上記の者に対し、次項の損害賠償額を支払い、上記の者はこれをもって、本件事故に関し他に何らの請求権のないことを確認し、円満解決する旨を内容とする示談契約を締結する。

3 損害賠償の額

3, 263, 598 円

(提案理由)

公用車両における交通事故について、相手方と和解し、損害賠償額を決定するため提案するものであります。